

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札結果等の公表に関する事務取扱要領

(令和3年3月31日告示第8号)

(総則)

第1条 この要領は、管理者が発注する建設工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（公有財産に係る契約を除く。以下同じ。）に関して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令（平成13年2月16日施行）第7条の規定等によるほか、透明性の確保及び公正な競争入札の確保を目的とし、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合契約事務要綱（令和3年葬祭組合告示第5号。以下「契約事務要綱」という。）第48条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当班

一般競争入札及び指名競争入札に係る入札の執行及び契約の締結に関する事務等を所掌する班をいう。

(2) 事業担当班

事業の執行に関する事務等を所掌する班をいう。

(3) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を受けた者に発注する事業をいう。

(入札過程の公表)

第3条 入札過程を公表する事業の対象は、競争入札に付した事業とする。

2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業名称及び事業場所

(2) 入札執行日及び入札の場所

(3) 入札参加者の名称又は商号

(4) 予定価格、入札金額、落札金額及び調査基準価格等がある場合は、調査基準価格等

(5) 落札者の商号又は名称

(契約内容の公表)

第4条 契約内容を公表する事業の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 設計金額が130万円を超える建設工事

(2) 設計金額が50万円を超える建設工事に係る業務委託

- (3) その他の事業にあつては、競争入札に付した事業
- 2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地又は住所
- (2) 事業名称、事業場所、種別及び概要（ただし、前項第3号にかかるものは概要を除く。）
- (3) 事業の着手時期及び事業の完成時期
- (4) 契約金額
- 3 前項に規定するもののほか、第1項第1号及び第2号にかかるもののうち随意契約により契約を締結した場合には、随意契約の相手方を選定した理由を併せて公表するものとする。

(変更契約内容の公表)

第5条 変更契約内容を公表する事業の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える建設工事に係る業務委託
- (3) その他の事業にあつては、競争入札に付した事業
- 2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 事業名称及び事業場所
- (2) 事業の着手時期及び事業の完成時期
- (3) 契約金額
- (4) 変更概要及び理由

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる事項の公表は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務局において、入札執行後、開札調書により、閲覧の方法をもって公表するものとする。
- (2) 第4条第2項各号に掲げる事項の公表は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務局において、契約締結後、発注事業の契約内容を取りまとめ、閲覧の方法をもって公表するものとする。
- (3) 第4条第3項に規定する公表は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務局において、契約締結後、随意契約概要書により、閲覧の方法をもって公表するものとする。
- (4) 第5条第2項各号に規定する事項の公表は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務局において、変更契約締結後、変更理由書により、閲覧の方法をもって公表するものとする。
- 2 前項各号に規定する公表は、インターネット等電磁的な方法をもって公表することができるものとする。

(公表の時期及び期間)

第7条 公表の時期は、入札執行後又は契約締結後、できるだけ速やかに公表す

るものとする。

2 公表の期間は、公表年度の翌年度末日までとする。

(予定価格及び調査基準価格等の事後公表)

第8条 第3条第2項第4号に規定する事項のうち、予定価格及び調査基準価格等の公表は、競争入札に付した事業について公表することができるものとする。ただし、契約事務要綱第11条ただし書きの規定により、継続性又は反復性を伴う事業等で、これを公表することにより組合に不利益が生じるおそれがある場合は、この限りではない。

(入札参加予定者の公表)

第9条 競争入札に参加する入札参加予定者の公表は、談合等の不正行為の防止等に資するため、原則として、入札執行前にはこれをしてはならない。また、その取扱いには十分注意しなければならない。

2 競争入札に参加した入札参加者の公表は、原則として、入札執行後に第6条第1項第1号及び第2項の規定により、これを公表するものとする。

(公表の留意点)

第10条 電話等による問い合わせに対する公表は、これを行わないものとする。ただし、日刊新聞等の報道機関等の場合は、第9条第1項に規定する事項を除き、契約担当班の長に承認を得てこれを行うことができるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札結果等の公表に関する事務取扱要領(平成15年11月1日制定)は、廃止する。